

## 春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、納税通知書送付用封筒に広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）について春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 市民税・県民税納税通知書送付用封筒
- (2) 軽自動車税納税通知書送付用封筒

(広告の位置、規格)

第3条 広告は、封筒の裏面に掲載することとし、その掲載枠数は1枠とする。

- 2 広告1枠の規格は、縦6センチメートル以内、横7センチメートル以内とし、広告の色は、市指定の単色とする。

(封筒発送数)

第4条 封筒の発送数は、毎年度市民税課長が定める。

(広告主の募集方法)

第5条 広告主の募集は、春日井市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(広告の販売)

第6条 広告の販売は、要綱第4条第1項第3号の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者は、春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原案を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された広告原案の内容に不適切な表現がある場合には、市長は、修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、可否を決定する。

- 2 広告掲載の可否を決定したものに対しては、春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載決定通知書（第2号様式。）により通知するものとする。

- 3 募集枠を超えて申込みがあった場合は、公開抽選により決定する。

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、要綱第5条第1項の規定に基づき、掲載しようとする広告の仕様を市長が別に定める期日までに提出し、その承諾を受けなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに、納入通知書により広告掲載料を

一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第 11 条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責任によらない理由の場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、市長は、春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載取消通知書（第3号様式）により、広告主に通知するものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 要綱第5条第2項に規定する仕様の変更又は条件に従わないとき。
- (3) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に書面により申し出なければならない。

(雑則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、春日井市納税通知書送付用封筒の広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月16日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）春日井市長

申込者（住所又は所在地）

\_\_\_\_\_  
（氏名又は名称及び代表者氏名）

\_\_\_\_\_  
（電話番号等）

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載要領第7条の規定に基づき、広告原案を添えて、次のとおり申し込みます。

なお、申込みにあたり、次の誓約事項を満たしていることを誓約するとともに、市税等の納付状況を市が調査することを承諾します。

- 1 広告内容 別添広告原案のとおり
- 2 広告媒体 市民税・県民税納税通知書送付用封筒  
軽自動車税納税通知書送付用封筒

（誓約事項）

- ・法令等に違反していません。
- ・春日井市から指名停止措置を受けていません。
- ・暴力団又は暴力団の構成員ではありません。
- ・市税等を滞納していません。

第2号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました広告掲載等について、次のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載します。

広告媒体及び枚数	市民税・県民税納税通知書送付用封筒及び 軽自動車税納税通知書送付用封筒 1枚
広告原稿等提出期限	平成 年 月 日
広告掲載料	金100,000円
納付期限	平成 年 月 日
備考	電子媒体による広告原稿を提出してください。

広告掲載しません。

掲載しない理由	
---------	--

第3号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市納税通知書送付用封筒広告掲載取消通知書

年 月 日付で掲載決定しました春日井市納税通知書送付用封筒への  
広告掲載について、次の理由により決定を取り消しましたので通知します。

（取消理由）